

社会福祉法人天上会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天上会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事5及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めることを目的とする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、天上会の旅費規程に基づき支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給については、毎月27日とする。なお、その日が金融機関の休業日のときはその日前において、その日に最も近い休業日でない日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできるものとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附則 1 この規程は、評議員会の議決の日から施行する。
2 役員及び評議員の報酬等に関する規程は廃止する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬月額
理事長	無報酬
常務理事	無報酬
理事	無報酬

別表2 (非常勤役員等の報酬)

1. 評議員

用務	報酬日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

2. 理事

用務	報酬日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

3. 監事

用務	報酬日額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円